

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による手当支給事務 精神又は身体に法令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護又は養育している父母又は養育者を対象として1級又は2級の手当額を支給する。 支給事務を行うにあたっては支給要件を満たしているか確認する必要があり、氏名、住所、生年月日、性別のほか、収入の情報(税情報、年金情報)が必要となる。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、特別児童扶養手当管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給資格者等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の46項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/>] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、12の項、15の項、16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ワ、第3号ワ、第6号ワ、第13条の2第1号、第2号口、第19条第1号ナ、第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ト、第2号ヘ、第5号ト、第6号口、第44条第1号ナ、第2号から第6号まで、第59条の2第1号ル、第2号から第4号まで [情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二の66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 岐阜県健康福祉部障害福祉課
〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号
TEL:058-272-8314

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

判断の根拠

「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」(令和5年12月18日
デジタル庁)の次の留意事項を遵守している。
 ・住基ネット照会により、マイナンバーを取得するのではなく、請求者からマイナンバーの提供を受け、
 その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。
 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情
 報による照会を原則としている。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠

特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。
 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、1	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、1	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	障害福祉課長 尾崎 浩之	障害福祉課長 浅井 克之	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
平成30年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、1	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、12	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	【情報提供】 ・番号法第19条第7号	【情報提供】 ・番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事前	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和6年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和6年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和6年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和6年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和6年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和6年4月1日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和6年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら